

# IFRS 導入と税務会計への影響

——自国会計基準の存置について——

岩 井 恒太郎

## I. 問題の所在

### 1. 国際会計基準の導入と我が国企業に及ぼす影響

金融庁（企業会計審議会・企画調整部会）が2009年6月に発表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」は、連結財務諸表に対して国際会計基準（以下、国際会計基準審議会：IASB版「国際財務報告基準（IFRS）」を指す）の我が国への導入に言及し、早ければ2015年にも国内の上場企業に対してIFRSの強制適用が始まる可能性に触れている<sup>1)</sup>。

世界の会計基準がひとつとなる意義に触れれば、統一された基準で作成される財務報告書類は、企業間の国際比較可能性を高め、客観性はより高いものとなり、資本市場における利用者の公平な企業評価に資することとなろう。会計報告をする企業は、優れた情報開示により市場における自らの評価を高めることができ、また、別企業の財務報告を利用する立場にもなり得る。

内容の適否は別としても、現在、IFRSがこの統一的なものに該当し、その導入は企業の総合的経営戦略を再構築する契機となり、投資家にもグローバルな投資戦略を構想する上で有益な情報の提供機会を今後とも保証することにもつながることが期待される。ただし、もたらされる種々メリットは、デメリットとともに導入をはじめて後、将来にわたり徐々に可視化され

---

1) 2009年6月16日金融庁企業会計審議会/企画調整部会「わが国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を指す。同中間報告は、日本企業へのIFRSの適用に向けた基本的考え方として、「——我が国の会計の基本を取り巻く国際的な諸情勢には流動的な部分も多いことから、今後の状況に応じ柔軟に対応することが重要である。」（5頁）として、これが同報告書全編を覆う前提としつつも、具体的には、

- ・IFRSの連結財務諸表への任意適用とその適用時期（早ければ2010年3月期の年度の連結財務諸表から）
- ・その将来的な強制適用の是非の検討と見極めの時期（少なくとも3年の準備期間が必要とのもと、今後の検討により2012年に強制適用を判断する場合には、2015年又は2016年に適用開始）

を提示する。いわゆる「連結先行論」に触れることから、IFRS導入へ向けた「日本版ロードマップ（案）」とも称される。

るであろう。

国際的普及がすすむ IFRS の影響は、財務報告書の作成者（企業など）または利用者（投資家など）の立場によって異なる（本論は、前者の視点に立つ）。国際資本市場に上場したり債券発行をする大企業・世界に業務展開する国際的企業の中で、IFRS による連結財務諸表を作成して情報の開示を目指す上場企業など我が国の一定の企業においては、その導入に伴う作業範囲は、経理・財務の業務や会計システムにおける膨大な変更にとどまらず、経営戦略や業務プロセスなど広範に及ぶものと予想される。

一方、規模が中小零細な企業や上場しているが連結子会社を有さないなど一定の我が国企業が個別財務諸表のみ作成する現状に鑑み、個別財務諸表（連結財務諸表作成を義務付けられている企業も現状、別途作成・開示する）への IFRS 適用について、既出の「中間報告」では、「個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や、法人税法上の課税所得の計算においても利用されており、我が国固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務により密接な関りのあるものである。」（13頁：報告書の頁を指す、以下同じ。）と示しつつ、「個別財務諸表についても連結財務諸表との整合性を重視し、IFRS により作成すべきとの考え方がある。」（16頁）とし、また、「会社法・税法との関係の整理のため検討・調整が必要となることなどから、個別財務諸表への IFRS の適用には慎重な考え方もある。」（16頁）として、相異なる考え方が存在することを指摘している<sup>2)</sup>。

## 2. 本論で取り上げる課題

個別財務諸表の会計基準を IFRS にコンバージェンス（収斂化）していくにしても、企業会計（基準）は、会社法会計や税務会計と密接な関連性がある。本論では、後者の税務との関係、すなわち、そもそも未実現利益や評価損益項目を含むとされる IFRS 利益（概念）が課税所得計算の基礎となりえない<sup>3)</sup> という問題意識の下、個別財務諸表が準拠すべき会計基準は何であ

---

2) 同報告は IFRS 導入を論じる一方で、このような慎重論にも触れることは、同報告書自身、IFRS 基準が我が国企業の配当可能額や課税所得の算定にそのまま用いられることに問題ありとしている証左でもある。仮に我が国全企業に対し一律に IFRS の全面的採用（アドプション）を検討する場合には相当の影響があることに覚悟を要す。

3) 会計と税務との関連は切り離しがたく、IFRS 基準は我が国の税務会計になじみがたい。例えば、齋藤（2009）は、「平成8年11月税制調査会、すなわち、「会計と税務会計の乖離」に触れた「法人課税小委員会報告」や乖離の延長線上にあるこれまでの状況等を踏まえ、「日本の会計基準が IFRS に接近を始めた頃より、税務法制の中で会社法会計や金融商品取引法会計との調和を断念する傾向が強まったことから理解しうる。すなわち、日本における税務法制のなかで IFRS が肯定的に受け入れられていない。」とし、その理由について、「具体的には、市場取引の存在を無視した損益項目（いわゆる評価損益）の多さであろう。現金による納税を前提とする限り、納税期限までに現金化することが期待できない資産（や負債）の評価損益を課税ベースに含めることは認められるべきではない。」と例示の上、「IFRS を適用して所得計算を行うならば、各事業年度の課税ベースの変動性が高まる

るかについて考察を行うものである。

そのため、IFRS 導入の背景やその導入を検討する我が国企業（任意適用要件に該当する企業）の状況と直面する問題点に触れ、次に、我が国企業は IFRS 適用をめぐる、適用を求められる企業（仮に、強制適用の対象とされ連結財務諸表を作成・開示する企業含む）と、個別財務諸表のみを作成等し「連結先行」から当面外れる企業群とに大別されることに注目する。すなわち、我が国企業群は、会計基準の採用を巡って複数の領域に仕分けされるが、先進主要国の例（フランス・ドイツおよびイギリス）を踏まえ、中間報告が提示する「IFRS の連結先行」というロードマップを手がかりとして、我が国企業が、上場・非上場の別、連結・個別財務諸表の作成の別により、IFRS か自国基準かの適用企業に分類する仕分け（マッピング）を試みることにする。

日本の会計基準は国際会計基準へのコンバージェンスが続けられる規定路線を前提としつつも、複数の会計基準は同時に認めうるのか、認められるとしても情報公開用の IFRS と分配可能額・課税所得算出用の現行の我が国会計基準（以下、「JP GAAP」という）による二重作成負担（利用者側にも二重負担）をどうするのかといった切り分けを念頭に、マッピングから与えられる今後の現実的な姿を想起して、財務報告に際し作成者のカテゴリー別に生じるメリット・デメリットを具体的にみていくこととしたい。

そして、JP GAAP を残し、複数会計基準の並存を認めていく方向性があることを探り、税務における法的な安定性や予見可能性など現行秩序の維持や実務上の混乱を回避するなどの観点から、当面の対応の仕方のひとつとして、JP GAAP の存置必要性に言及し、今後の課題について触れることとする。

## II. 「中間報告」と関連規則の改正

### 1. 中間報告の公表

#### (1) IFRS の特徴

「中間報告」が導入とする IFRS は、大きく「原則主義」・「資産・負債アプローチ」・「包括利益概念」および「公正価値測定」というキーワードに象徴され、これらは、

- ・ 例外的な規定がほとんどなく、作成者は原則に照らして判断を行うことになること。
- ・ この国際基準により作成される財務報告は、決算対策のため資産を売却するような恣意的な取引は意味をなさないものとなること。
- ・ 貸借対照表に表示される資産等は、取引知識と自発性を持つ第三者間で成立する価格であらわされること。

---

ことが予想される。換言するならば、安定した財政運営を支えるという税務法制の役割の観点からは、IFRS が課税ベースの計算基準として問題があることを付言しておきたい。」とする。

- ・資産から負債を差し引いた純資産に着目し、純資産が期首から期末までの増減を企業の業績とすること。

等の特徴を有する。このように、IFRS は、JP GAAP 等が基本としてきた、「細則主義」・「費用・収益アプローチ」・「純利益概念」および「取得原価（歴史的原価）測定」に夫々対置するものである<sup>4)</sup>。

## (2) 「中間報告」公表の経緯

IFRS が国際的なスタンダードとなる潮流に加え、我が国証券市場で上場する外国企業の財務報告が IFRS によるものと、我が国企業の財務諸表が日本の会計基準 (JP GAAP) によるものとの間に比較可能性が損なわれてしまう等国際的に問題視される事態が想定されることなどが、「中間報告」公表の背景となっている。

ただし、「中間報告」には、その上記 1. で見た特徴から導かれる我が国導入への意義付けや IFRS 基準そのものに関する積極的な価値判断はなく、また、会計基準のシングル・スタンダード化とか、既存 JP GAAP の併置 (ダブル・スタンダード) といった問題についても、あまり立ち入った記述は見受けられない<sup>5)</sup>。

4) 大きな相違のひとつは、利益に対する考え方にある。「包括利益」は、資産・負債アプローチに依拠し、公正価値評価をベースに将来キャッシュフローの期待を織り込んだ資産・負債というストック情報の差額に基づいて利益計算を行う。「純利益」は、収益・費用アプローチに依拠し、取得価格をベースとした実現原則と費用収益対応の原則に基づく期間損益計算により利益計算を行う。後者のアプローチが、キャッシュフローの期間配分のプロセスを示すので、企業の現金稼得能力がより明らかとなる。我が国は「純利益」を支持しており、企業会計基準委員会討議資料 (2006) において、投資リスクからの解放という概念に基づき、純利益を維持すべきことを論じている。09年4月には、IASB 討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対して、純利益を維持すべきことおよび純利益と包括利益を明確に区分する2計算書方式を廃止すべきでない旨を含めたコメントレターを提出している。

5) 「中間報告」は、あまり原理・原則に触れるところはなく、また、例えば、1. (1) にみる特徴を持つ IFRS 導入と従来の会計基準がそれにコンバージェンスしていくことが、どのように我が国企業の経営や国際競争力強化につながるのか、国益にどう裨益するのかなどを骨太に語るものでもない。同報告は、金融庁企業会計審議会09年1月28日の第15回企画調整部会において、「わが国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告) (案)」に関する審議を行い、これを2月4日に公開草案として公表後、各界から寄せられたパブリック・コメント (4月6日まで) 等を踏まえた調整を経て、6月30日に中間報告として総会にて内容確定されたものである。公開草案と中間報告とを比較しても、ともに国際的な統一基準を IFRS として導入をする (コンバージェンスする) ことを所与として論を始めることは、この種の報告書のもつ性格や射程をあらわすものかもしれないが、所与とする IFRS 導入への程度に関して、すなわち、(1) 「同等性評価の決定」を受けた我が国の今後の「コンバージェンスへの取り組み」、(2) 「IFRS 適用の課題」のひとつに挙げられた IFRS への「我が国の関与」(任意適用含む) について、その「加速化」ないしは「強化」が、「公開草案」(旧) から「中間報告」(新) にかけて、一段ヒート・アップ (強調) していることを見ることができる。以下、論者気づきの新・旧間の差異に触れてみたい。まず、(1) については、新 (中間報告)、旧 (公開草案) とともに「現時点で我が国の会計基準のみならず、会計基準に基づく会計実務も含め高品質かつ国

際的に整合的であることが認知されていることの証左と考えられる。」(3頁)とし、同等性評価を受けたことおよびそれに対する自賛的な記述は同一であるが、同文の最後に示される「——高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けたコンバージェンスの努力を継続していくことが必要である。」が指すところの「会計基準」のひとつに、旧では無かった「東京合意における既存の差異以外のIASBで検討中の基準を含め」という記載が、新では同文に追加されている。また、この文章の直後に、「(注)コンバージェンスの継続・加速化における、いわゆる「連結先行」の考え方が置かれるが、そこでは、旧「東京合意に沿って、今後も2011年6月末に向けてコンバージェンスを継続していく必要がある。」であったものが、新では「東京合意も踏まえ、今後もコンバージェンスを継続していく必要がある。」に改訂されている。これらのことから、コンバージェンスは、東京合意の11年6月で一旦中断するのではなく、それ以後も継続して取り組んでいくべきものとの一段の踏み込みがなされている。次に、(2)の「我が国の関与」であるが、MOU項目や将来の調整項目までも念頭に置いて「国際的なコンバージェンスがIFRSを軸に進展しているという現実を踏まえれば、むしろ我が国においてIFRSを適用する中で基準設定プロセスに対する存在感を高めていくべきである」(5頁)とのスタンスについては新旧同じ記述であるが、そのIASBへの働き掛けについて、新で「IASBの基準設定に際しては、その検討の早期の段階からIASBに対して積極的かつ効果的な意見発信を行っていくことが重要である。」(9頁)を追加した上で、さらに、新には旧に無かった「昨今のグローバルな金融資本市場の状況を踏まえたIFRSの改訂が我が国企業の実態を適切に反映させることに資するものとなるかを考慮する必要がある。」(11頁)との文言が「任意適用」に関する箇所に付け加えられている。上記(2)に続く文章である「その際には、ASBJのみならず、作成者、投資者、監査人などの幅広い関係者が我が国以外の関係者とも連携しつつ意見発信を行うことが必要である。」も新で付け加わった記述であり、これは、我が国会計関係者が総力を挙げてIFRSの基準設定プロセスにおいて結集して意見発信を行うこととされ、東京合意で一応の目途とされた11年6月を過ぎてもコンバージェンスに引き続き取り組むべきとする金融庁としての決意表明がなされたものと言える。なお、任意適用の対象企業や適用時期についても、我が国の主体的な取り組みが一層強調されるように、以下のような文言改訂が新旧の間に見られている。すなわち、「任意適用の対象」企業に触れる結びに相当する箇所(12頁)が、旧「ただし、対象企業については、IASCFのガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、判断する必要がある。」が削除され、新「さらに、IFRSの改訂状況やそれに対する我が国の投資者等の関係者の評価等も見極めつつ、市場において十分周知される一定規模以上の上場企業等に適用対象を拡げていくか、当局が適切に判断することが適当である。」に改められ、「任意適用の時期」(13頁)について、旧「例えば、2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが考えられるが、とりわけIASCFのガバナンス改革の状況を始めとする(略)諸課題の取組状況、欧米等の国際的な動向を十分見極めた上で判断する必要があるものと考えられる。」とあったものが、新ではIASCFや諸外国の動向に触れた他動的な「とりわけ」以下の文言を削除とし、新の当該箇所は「具体的には、2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが適用である。」に改められた。ちなみに、IFRSの基準設定の状況およびIASCFのデュー・プロセス確保・ガバナンス改善への取り組みに関する記述は、「二. 1. (3) IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保」(6頁)にあるが、ここでは「日米欧当局及び証券監督者国際機構(IOSCO)からなるモニタリング・ボードの設置に係る定款変更」の時期(旧:「先般」 新:「2009年1月」)を明記した以外に新旧は同じであるが、このIASBが作成するIFRSの内容、IFRSの基準設定の状況(デュー・プロセスを含む)に関連して「一部修正又は適用除外とするか否か」(いわゆる「離脱規定(カーブ・アウト)」に関する言及では、旧「任意適用時において適用するIFRS」(旧13頁)において「——、我が国において「一般に公正妥当と認められる」会計基準とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保する場合がある。」とされたものが、新「将来的な強制適用の検討」を行う「強制適用対象及び方法等」(新15頁)

## 2. 関連規則等の改正

### (1) 金融商品取引法における導入への措置

中間報告を受け、IFRS 適用に関連する連結財務諸表規則等（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財規」という。）など関連府令及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について）の改正が準備されている（中間報告と同日に告示案を公表）。IFRS を会計基準のひとつに位置づけ、金融商品取引法第193条等の趣旨に照応できるよう、連結財規等に所要の規定が置かれることとなっている。具体的には、「連結財規第1条第3項、第1条の2第1号二（以上、新設）及び第93号の規定に基づく公示案」にまとめられ、国際会計基準を設定する団体を国際会計基準審議会（IASB）（「国際会計基準委員会財団（IASCF）」内。）とし、「一般に公正妥当と認められる」等により金融庁長官が定めた国際会計基準<sup>6)</sup>を「指定国際会計基準」として、これに基づ

---

に記述箇所が移動している。これらのことから、中間報告は、我が国がこれまで以上に、主体的・継続的にコンバージェンスに取り組むスタンスを内外に向けて鮮明に示したものである。09年2月公開草案は、4ヶ月後の中間報告までの間にパブリック・コメントに付され、新旧間の相違はそれら全てを網羅し反映した結果のものである（寄せられたコメントは大きく8点に集約されており、その要約は次のとおりである—— 任意適用の時期の明確化、 任意適用の対象となる企業及び監査人の要件の明確化、 強制時期の具体的明記、 強制適用にあたっての適用段階、 強制適用時の別記事業についての記載の追加、 個別財務諸表の開示のあり方の見直しに関する記載、 IASB に対する早期かつ連携した意見発信の必要性の強調、 コンバージェンスの継続の必要性の強調——）。以上、公開草案と中間報告を取り上げ両者の差異を論じたが、それは論者が課題導出の素材としたものであり、また、本稿において今後同報告に触れる際も、内容の賛否を論じたり、内容自体を問題視するわけではないことを付言しておく。

6) ここでは、カーブ・アウトが問題となる。カーブ・アウトとは投資家の判断を誤らせるような規定を削除することを意味するが、このカーブ・アウトあるいは基準から離脱する規定等については、案文上必ずしも明確ではない。おそらく、「公正かつ適正な手続のもとに作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として見込まれることとして金融庁長官が定める国際会計基準」を「指定国際会計基準」とする、すなわち、最終的に同長官が定めることをもって「指定国際会計基準」とすることで担保しているのではないかと思われる。「適正表示とIFRS 準拠」（「IAS 第1号」（2007年改訂）に記載ある「全般的な考慮事項」のひとつである「適正表示とIFRS 準拠（Fair presentation and compliance with IFRSs）」による。脚注7も同じ。）には、「IFRS に準拠すると誤解を招くことになり、フレームワークに定められる財務諸表の目的に反すると思われる極めて稀なケースにおいては離脱の内容や理由等を開示したうえで離脱しなければならない」とあるが、この点について、中間報告（15頁）によれば、「強制適用を判断するに当たって、IASB が作成したIFRS をそのまま適用するか、一部修正又は適用除外とするか否かについては、IFRS の内容、IFRS の基準設定の状況（デュー・プロセスを含む）を見極める必要がある。」「万が一、IASB が作成したIFRS に著しく適切でない部分があるため、我が国において「一般に公正妥当と認められる」会計基準とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保せざるを得ない場合がある。」との認識の下、「当局として、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（連結財務諸表規則）等において、我が国における個々のIFRS の適用を認めるための適切な規定を整備する必要がある。」と明言する。さらに、同報告には、「日米欧当局及び証券監督者国際機構（IOSCO）からなる

く連結財務諸表を作成・提出できる会社を「特定会社」（一定の入口要件——国内上場株式発行、国際会計基準による企業開示の実施等——を満たす会社）と規定した。同時に、企業会計基準委員会（ASBJ）（「財団法人財務会計基準機構（SASF）」内。）を、会計基準（「連結財規第1条第3項に規定する金融庁長官が定める会計基準」）の作成主体として明らかにする規定も置かれた。これまでに公表された会計基準（国際会計基準を含む）は、同公示案の別表に掲げる構成となっており、「指定国際会計基準」は、企業会計基準（第1号～第23号）と同様に、その別表に個々の基準毎に「国際会計基準（IAS）第 号）」のように限定列挙される形式となっている。ただし、そのまま一体として適用されることとなっており、いわゆる、チェリー・ピッキングをすることは意図されていない<sup>7)</sup>。

## (2) 会社法（「会社計算規則」）の措置

上記の金融商品取引法に呼応する形で、会社会計規則の一部を改正する法務省令案（09年8月5日付）も公表されている。（その後、同年12月11日付で公布された。上記(1)も同日付公布）。

主な内容としては、「連結財務諸表規則」の連結財務諸表の作成等において、「国際会計基準」に従うことができる株式会社が作成すべき連結計算書類は「指定国際会計基準」に従って作成することができる（同規則第61条、第120条等）とすることなどである。

## Ⅲ．IFRS 導入と我が国企業

### 1. アンケート調査からみる我が国企業の対応

IFRS 導入を巡り、我が国企業がどのように受け止めてきたのか、その意識の変遷や取り組みを、これまで実施されたアンケート調査から見ることとしたい。

#### (1) 古賀智敏・グナー＝メリルによる調査<sup>8)</sup>

東証上場・売上高500社を対象としたアンケート（郵送による質問票調査：有効回答123通

モニタリング・ボード」が「IASCF のデュー・プロセスの確保及びそのガバナンスの改善が図られ」、「これが実際に適切な機能を有していくよう関係者の努力が図られるべき」（以上、6頁）とされていること、また、「むしろ我が国において IFRS を適用する中で、基準設定プロセスに対する存在感を高めていくべき」（5頁）とされていること等から、カーブ・アウトに至る前の段階で、我が国当局及び会計専門家が設定基準の源泉に遡って深く関与し、そのような事態となることを未然に防ぐことが、国内規定の整備による事後策を図ることに劣らず重要としているものと思われる。

7) 「適正表示とIFRS 準拠」には、「財務諸表がIFRS の全ての規定に準拠していない限り、企業は当該財務諸表が国際会計報告基準に準拠している旨の記載をしてはならない」とある。

8) 古賀・グナー＝メリル（2007）。実施時期は、02年10月の「ノーワーク合意」後、米証券取引委員会（SEC）が米国市場に上場する欧州企業のIFRSにより作成された財務諸表を調整表なく受け入れる旨を発表した05年4月、および我が国がCESR「同等性に関する技術的助言」を踏まえ26項目にかかる差異について指摘の公表を受けた05年7月の頃にあたる。調査結果を見るに、当時の我が国企業にあっては、導入の実現感に乏しかったと言えよう。

(24.6%) ) であり、2005年3月に公表のものである。

本調査は、「圧倒的多数 (97.5%) の会社が IFRS を採用しておらず、また、将来採用するかどうか依然として不明であるとの回答を寄せている。」とし、IFRS を採用しない企業の動機については、「スタッフの訓練不足」をあげた企業が最も多く (41社 (30.5%))、これに続き、「日本政府の掲げる政策と不一致18社 (13.2%)」、「IFRS の導入コストの高さ10社 (7.4%)」、「コストが便益を上回ること3社 (2.2%)」と報告される (質問4項目を提示の上、複数選択可)。

また、「万が一 IFRS を採用した場合に、IFRS の便益がコストを上回るものと想定するか否か」という質問で、本調査の最後を締めくくったところ、「回答者の69.5%がコストが便益を上回る」としており、同報告は、「回答者が IFRS の便益に懐疑的であることを示している。」と結んでいる。

### (2) (社) 日本経済団体連合会による調査<sup>9)</sup>

回答386社 (会員企業1307社) のうち、85%以上もの企業が任意適用の開始時期や対象企業、強制適用や開始時期や一斉適用の方法について金融庁原案 (中間報告 (案)) を支持する総論賛成に立つが、実際の取り組みについては、半数に近い181社が「全く検討していない」状況と回答した。「検討を開始している」企業においても9割以上が「事前調査・勉強段階 (会計基準や現行基準との差異の把握)」という検討の初期段階にとどまっており、導入への各論においては、「実務への負荷」、「スキルやリソース不足」、「投資額 (導入費用)」などを課題に挙げている。IFRS 導入の実現が帯びる中、我が国企業の対応の準備不足が否めない<sup>10)</sup>。

### (3) 税務研究会による調査<sup>11)</sup>

中間報告公表後 (09年7月9日)、「会員企業を対象に IFRS 導入に関するアンケート調査を実施し、124社から回答を得た。」として公表された。任意適用予定は5社と報告され、その理由は、「決算手続をグループで統一できる」「海外の拠点数が多い」「人事評価や投資の評価を

9) 金融庁中間報告書 (案) (「公開草案」) が公表された後、経団連 (2009) が行った調査。

10) 中間報告公表直後、実務界による取り組み・有志企業による導入準備がようやく本格化する。09年7月3日、(財) 財務会計基準機構を議長とする IFRS 対応会議が発足し、実務界の取り組み体制も本格化している。対応会議は、次の5つの実務対応委員会に分かれ、今後、機能別に組織的な対応を行うこととなった。

- ・教育・研修委員会 (委員長母体：日本公認会計士協会)
- ・広報委員会 (同上)
- ・個別財務諸表開示検討委員会 (委員長母体：日本経済団体連合会)
- ・翻訳委員会 (委員長母体：企業会計基準委員会)
- ・IASB 対応検討委員会 (経団連及び準備組織 (注))

(注) 準備組織のメンバー企業として上場15社および4監査法人の参加が報じられている (「日本経済新聞09年9月3日付朝刊」)。

11) 税務研究会 (2009)。

世界で統一するため」「海外売上高の割合が高い」であるとしている。一方、「任意適用は考えていない 43社 (41%)」, 「2012年の政府の最終決定まで静観 39社 (38%)」であったことから、同報告は、「現時点で任意適用を考えている企業は少ない。」としている。

また、IFRS 導入の課題や懸念材料 (複数回答) としては、「人材や教育の問題」「現行基準と異なる会計基準への対応」を挙げた会社がそれぞれ91% (112社), 87% (107社) あったほか、「システム対応」を挙げた会社が75% (93社) もあった。同報告は「企業にとって、システム変更を、どの程度のレベル感で、どの程度の費用をかけて行うかが、大きな懸念材料になっている」との専門家の見方に触れている。

## 2. 導入企業に与えると予想されるインパクト

### (1) 導入企業の課題

上記調査結果でも明らかなように、IFRS 導入を行う企業<sup>12)</sup>において検討すべき事項は多く、特に、(3)の調査からは、「システム対応」が喫緊の課題のひとつとされる。

今後、適用企業においては、IFRS を視野に入れた会計システムの導入の検討が急がれ、IFRS 適用初年度から一定の過年度財務諸表の開示要求や会計方針の変更に伴い財務数値に変動がある場合等一定の過年度財務諸表に遡及修正が要求される等の様々な可能性も想定した上で、システム開発のリードタイムや制作工程を十分に立て、準備不足のまま適用年度を迎えることがないように、適用時期を睨みつつスケジュール観に沿った検討を行い、円滑な IFRS 導入を目指していくこととなる。

このことは、早ければ15年または16年から IFRS 適用の対象となる可能性がある我が国上場企業 (の連結財務諸表) にも当てはまる。

### (2) 会計システムの導入面の課題

---

12) IFRS 任意適用企業はメディアによって報じられることはあるが、湯浅 (2008)・佐藤 (2009)・野上 (2009) は、各社員が自社の IFRS 導入の取り組みを比較的詳細にリポートするものである (順に、富士通・ヤマハ発動機・日産自動車)。ケーススタディーのひとつとして、以下で、3社に共通してみられる対応をまとめる。—— 3社は、ともに有価証券報告書を現状日本の会計基準 (JP GAAP) により作成報告し、欧米を中心に数多くの在外子会社を抱え国際展開している上場企業である。在外子会社における会計処理には、JP GAAP と共通するものもあるが、所在各国の自国基準で処理した項目を日本親会社連結の段階で JP GAAP に組み替える処理を行う項目も少なくないため、元来、会計基準の国際間統一のニーズを有していた。親・子会社間、在外子会社間の会計基準統一にニーズがもともとあった3社は、IFRS の内容そのものの優劣は別としても、近時、IFRS が一気に国際的なスタンダードとなったので、これが IFRS 導入を図る契機になったとする。取り組みに当たっては、基本的には各社の社内事情に応じるが、財務・経理部門を中心に専門チームを組成し導入検討のコア・グループを形成して統ルールとなる IFRS の内容理解を行うこと、社内喚起の醸成や啓蒙活動をすすめること、経営層に働きかけ外国人スタッフの活用や IT システム開発に必要な社内体制を積極的に整えること、および原則主義である IFRS 採用にあたり監査人など専門家との綿密な協議を通じて経理処理や開示方法の詳細を詰めていくことなどが共通する取り組みであった。——

IFRS を新たに導入する企業の会計システムにおいては、既存の会計システムとの兼ね合いが問題となる。

財務諸表は会計システムから出力されるが、新たに導入される IFRS と現行の JP GAAP が一定期間並存（過年度遡及修正等に対応）することを前提とすれば、IFRS が求める連結財務諸表作成の新システム構築・運用に加え、

- ・ JP GAAP による連結財務諸表作成システムおよびその作成のベースとなる個別財務諸表作成システム

- ・ 配当計算（会社法）、課税所得計算（税法）に対応する JP GAAP

などの既存システムとの取り合い、ないしは相互間の効率的な調整を図らなければならない。

そのため、上記が並行稼働する期間を考慮して、具体的なシステムの作り込み方法——基本方針——としては、大きく、JP GAAP と IFRS を期中処理から行う元帳二重化方式か、個別財務諸表の試算表（T/B 段階）までは現行の JP GAAP により作成し、その後の連結プロセスを、

- ・ IFRS ベースで連結決算を行い、その後 JP GAAP ベースへの修正・組替を行って JP GAAP による連結財務諸表を出力する。

- ・ JP GAAP ベースで連結決算を行い、その後 IFRS ベースへの修正・組替を行って IFRS による連結財務諸表を出力する。

のいずれかとする、2つの組替方式が考えられている（3方式の長短を比較すれば以下のとおり）<sup>13)</sup>。

13)		
元帳二重化方式	<p>&lt;長所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互の決算状況に依存せず独自に連結決算が可能</li> <li>・ IFRS ベースの元帳があるため遡及修正も原始データへトレースが可能</li> <li>・ IFRS 開示の対応スピードが速い</li> </ul>	<p>&lt;短所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての仕訳データを二重に保持するため管理が煩雑</li> <li>・ IFRS をベースとした業務の確立が必須</li> <li>・ システムの冗長性が最も高く時間やコストが高む</li> </ul>
IFRS ベース組替方式	<p>&lt;長所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単体の元帳が単一で改変が不要（独自に連結決算が可能）</li> <li>・ IFRS 開示の対応スピードが速い</li> <li>・ JP GAAP 連結が不要となればその切り離しが容易</li> </ul>	<p>&lt;短所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IFRS をベースとした業務の確立が必須</li> <li>・ 元帳が JP GAAP ベースしかなく遡及修正は仕訳のみで対応</li> </ul>
JP GAAP ベース組替方式	<p>&lt;長所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単体の元帳が単一で改変が不要</li> <li>・ 現行連結業務フローの改変が最小</li> <li>・ IFRS をベースとした業務確立は必要であるが差分の仕訳生成業務で足る</li> <li>・ システムの冗長性が最も低い</li> </ul>	<p>&lt;短所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元帳が JP GAAP ベースしかなく遡及修正は仕訳のみで対応</li> <li>・ IFRS 開示の対応スピードが遅い</li> <li>・ JP GAAP 連結が不要となっても内部作成は必要（連結を IFRS のみとする修正負担が過大）</li> </ul>

実務に応じたシステムの作り込み（カスタマイズ）がされることとなるが、課税所得の算定を前提とすれば、個別財務諸表の試算表（T/B 段階）までは現行の JP GAAP により作成する組替方式が、システムの冗長性が最も低いこともあり、現実的な方法と言えよう。

なお、新会計システム構築にかかる開発・運営コストの実績については、既に IFRS 適用が先行している欧州、米国での調査例がいくつか紹介されている<sup>14)</sup>。

### 3. 我が国企業への導入の意義

IFRS 導入に際し早晚直面することとなる主な課題を抽出したが、おのおのが持つ問題の所在を明らかにして、我が国企業の効率的な導入へ解決の糸口をさらに探っていく必要がある。その際には、導入に高コストが見込まれるもの、IFRS 導入のインパクトについて一方的に負の面を強調するだけでなく、具体的なシステム導入方式、そのメリット・デメリットを比較しつつ、中間報告が示す導入ロードマップに対応した効率的な導入が望まれる。

強制適用の検討までに、IFRS 導入を果たす成功企業が数多く現れることが望まれており、それは、将来の上場を目指すなど今後 IFRS 導入を図る企業群に対しても有用な先行例を提示することにつながろう。

## IV. 上場企業全般および非上場企業への影響と関連制度

### 1. 一般の上場企業

連結財務諸表を開示する我が国企業としては上場企業約3900社、その他に連結財務諸表による有価証券提出会社は約1千社を数える。

このことは、今後、IFRS による連結財務報告作成に本格的に取り掛かることとなる企業が数多く存在することを物語り、強制適用を受けるとなれば、我が国全上場企業にとって、IFRS とそれに伴う会計システムの導入負担が生じ、各企業に与える負のインパクトが懸念される。

一方、2. (2)において、会計の基本システム3つを見たが、元帳二重化方式以外の方法として2つあげた組替方式は、連結プロセスに違いがあるものの、その前段階である個別財務諸表の試算表（T/B 段階）は現行の JP GAAP により作成するという共通点があった。このため、監査後開示の要否やコストを別として、JP GAAP による連結および個別財務諸表を作成（連結は個別に基づき作成）する必要性がある場合であっても、いずれの組替方式を選択するにしても、従来システム（JP GAAP）の基礎は残るので、企業は IFRS にも JP GAAP にも同時に並行して対応することが可能である。逆に言えば、配当計算や課税所得計算におい

14) 開発費・運営費などについて、例えば、末永・津金（2009）が、欧州企業を対象とした ICAEW（英国イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）、米国企業を対象とした SEC および アクセンチュア（コンサルタント会社）が行った調査結果をまとめている。

て現行 JP GAAP が踏襲されるケースを予め織り込んで、システムの設計コンセプトが検討されているのである。

## 2. 非上場企業

翻って我が国の株式会社の総数は約250万社あるが、その99%超は中小会社であり、それら企業が作成する財務諸表は、個別財務諸表のみである。会社法上の分配可能額の計算や法人税上の課税所得の計算にも用いられており、現行の「純利益」に対する IFRS の採用や確定決算主義の見直しが当面行われないとすれば、大多数の法人にとって、連結財務諸表における会計基準のコンバージェンスないしはアドプションに伴う直接的な影響は、IFRS を採用する親会社の連結対象子会社に該当する等一定の場合を除き、限定的なものとなろう。

以上のように見ていけば、国内における会計基準は、JP GAAP と IFRS の2つの基準等複数が並存すること（「二重基準の問題」ないしは「並行開示の問題」）となるが、自国の会計基準が並存することは、フランス、ドイツが既に織り込みの現状であり、それは後述 . 2. で見ることにしよう。

## 3. 関連制度の関係（確認）

### (1) 日本の会計基準（トライアングル体制）

戦後の日本の会計原則（国内会計基準：JP GAAP）は、ドイツ大陸法の影響を受けた商法（会社法）、確定決算主義（後述<sup>3)</sup>）を採る法人税法、米国の影響を強く受けた証券取引法（金融商品取引法）という3つの関係法規の下で、形成・発展を遂げてきた。会計の目的や対象は、それぞれ、

- ・会社法の目的                      配当の基礎となる情報の提供
- ・税務会計の目的                    課税の基礎となる情報の提供
- ・金融商品取引法の目的          投資意思決定に有用な情報の提供

であり、法律間の関係は、

- ・証券法は、商法（基本法）の特別法（補充法）との位置づけ
- ・法人税は、商法と確定決算主義（法人税法第74条、後述）で紐帯

となっている。3つの法律の立ち位置は、商法を軸に証券法と法人税法が両ウイングをなす形となっている<sup>15)</sup>。

15) このように、証券法と法人税法との間には、商法が媒介しなければ法的関係は発生しないといえるが、実務上の具体的処理、例えば減価償却の耐用年数・残存価額を始め他にも数多くの処理について、法人税法が詳細な規定を置いたり、あるいは通達等を通じて明らかにしているため、そのような項目に関しては、税法が強行規定であること、二度手間のコストを避けることなどのため、証券法会計はそれらの規定に基づいて利益計算を行う場合も多い（以上のような、商法、税法、証券法の3つの法的関係および実質的補完・規定関係は、「トライアングル体制」ないしは「銃叉体制」と称される）。

## (2) 商法（会社法）会計と証取法（金商法）会計・法人税法（税務）会計

## 会社法第431条

会社法第431条でいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」の「企業会計の慣行」とは、一般に金商法に定める「基準」を、その「企業会計の慣行」に包含するものと解されている。さらに、会社計算規則第3条に定めのある「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行」に言う「企業会計の慣行」では、金商法に定める「基準」のほか、

- ・会社法や計算規則の個別規定
- ・企業会計審議会の「企業会計原則」含む企業会計の基準
- ・企業会計基準委員会が開発・公表した企業会計の基準や適用方針
- ・「中小企業の会計に関する指針」
- ・規制産業について監督官庁が定めた会計の規則等（成文化諸基準）
- ・成文化されていないが、会計処理方法が、少なくとも、ある業種業態あるいは一定の規模の企業の間でならわしとなっており、反復的に採用されている企業会計慣行

を広く含むものと、一般には解されている。

また、法人税法においては、別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理基準」（公正処理基準）に従って計算すること（法22条4項）とされており、この公正処理基準とは、別段の定めを除き、会社法第431条で言うところの「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に相当するものが念頭に置かれている。

## 公正処理基準と指定国際会計基準

我が国に新たに加わる「指定国際会計基準」<sup>16)</sup>が、会社法においてどのような地位を占めるのか、今後、個別財務諸表へのIFRS適用の可否を軸に、我々の関心は、金融商品取引法から会社法へ、金融庁から法務省（法制審議会）へと大きく焦点が移っていきそう。その中で、法人税法を巡り、税制調査会における今後の議論の動向、国税庁（財務省・主税）の対応といったものも、注目を浴びていくこととなろう。

## (3) 確定決算主義

我が国では、強行性がある法人税法と商法は、確定決算主義<sup>17)</sup>によって結びついている。加

16) 金融商品取引法において、IFRS早期適用の一定の要件を満たす企業を「特定会社」、特定会社が採用するIFRSを「指定国際会計基準」と定め、IFRSが法定会計基準のひとつとなるように、関連条文の新設・改訂が図られていること、およびこれに照応する形で、会社計算規則の一部（連結財務諸表規則）・連結財務諸表の作成等において所要）の改正が行なわれたことは既に見た（ . 2 . (1)(2)）。

17) 我が国法人税法は、法人の課税所得の計算について多くの規定を置くが、以下を総合し、「確定決算主義」（広義）と呼ばれている（法文上、「確定決算主義」なる文言はなく、その定義はない）。

- ・確定した決算に基づき課税所得を計算し申告すること（法74条1項）。

えて、米・英・仏・独など諸外国と比べ我が国では法人の数が多い。これは、企業利益から課税所得が誘導され税額決定するという一律的な仕組みを持つ法人税制に服す納税者が我が国に非常に数多く存在することを意味している。

このように、法人税制における課税所得は、法人規模や業容を問わず画一的に企業会計から得られた当期純利益をもとに法人税法上必要な加減算を行って誘導算出する（誘導原則）とされ、予見可能性や法的安定性確保など税制の根幹にかかわる確定決算主義（および誘導原則）が大きく変更されることは当面考えにくい。

したがって、IFRSを導入する一定の我が国企業においては、IFRSの期間利益が課税所得計算に認められがたいとされる限り、情報公開用のIFRSによる利益（「包括利益」と、課税所得算出のためこれまでの国内会計基準による利益（「純利益」）の2つの利益を求めていくこととなる<sup>18)</sup>。

## V. 国内会計基準の存置について

### 1. 税務会計との関係

IFRSを自国の証券市場にそのまま採用するアドプション国でない限り、日本のように自国基準を持つ国々が、実際に国際基準を受け入れるとなると、「中間報告」に問題提示されているように、全面適用か選択適用か、連結決算のみか単体決算にも適用するのか、など考慮すべき課題は多い。特に、単体決算については、EU主要国においても中小・中堅企業を中心にその国内企業の大部分はそれぞれの国における自国基準に従うものとされており、これは我が国の参考となろう。

税務計算に際し、確定決算主義で既にみたとおり、日本の法人税法では、会計上の確定した決算に基づいた利益から出発して課税上の所得を算定していくことが規定されているが、EU主要国でも、会計上の決算を利用して課税所得を計算する実務を有する国（確定決算主義型・ユニフォームタイプ）は多い。こうした便宜性をこれまで通りに保とうとすれば、IFRSが自国固有の基準に対して、すなわち、税務計算がよって立つ単体決算に対して影響を及ぼす場合に、どのように対応するかは、重要な問題である。

---

・課税所得計算において、決算上、費用または損失として経理されること（損金経理（法2条25号）等を要件とすること。

・別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理基準」（公正処理基準）に従って計算すること（法22条4項）。

18) この意味で、我が国上場企業の多くは、二重基準から生じる二重の費用を負担していくこととなる（利用者側にも二重基準に伴う負担が生じよう）が、こうした負担を少しでも和らげるため、新会計システムでは、個別財務諸表の試算表（T/B段階）までは現行のJP GAAPにより作成するというコンセプトが有力視されていることは、既述 1. でみたとおりである。

## 2. 主要国の動向<sup>19)</sup>

比較法によれば、フランス、ドイツは、IFRS と自国基準を以下のような切り分けをし、税務計算がよって立つ個別財務諸表の会計基準には、自国基準を適用している。

・フランス、ドイツ

	(連結財務諸表)	(個別財務諸表)
< 上場企業 >	IFRS	各国国内基準
< 非上場企業 >	IFRS または各国国内基準	各国国内基準

フランスの自国会計基準 PCG : PLAN COMPTABLE GENERAL

ドイツの自国会計基準 HGB : 商法 (Handelsgesetzbuch)

フランスの< 上場市場 > は、EURONEXT 市場をさす。

ドイツの (個別財務諸表) は、IFRS 公表可とする。

一方、企業会計と税務会計が分離している国 (税務会計も、その領域で独自の計算規定を有する) の代表例として、イギリスでは、

	(連結財務諸表)	(個別財務諸表)
< ロンドン市場上場 >	IFRS	IFRS (+ FRS も公表可)
< 非上場・PULS 市場上場企業 >		
・ 小規模企業以外	IFRS または FRS	IFRS または FRS
・ 小規模企業	IFRS または FRS または FRSSSE	IFRS または FRS または FRSSSE

イギリスの自国会計基準

FRS : Financial Reporting Standards

FRSSE : FRS for Small Entities

としている。フランス、ドイツとは異なり、(個別財務諸表) < 非上場企業 > のところで IFRS が自国基準かの適用 (選択) を任意 (IFRS と自国基準が「または」で連節) とするのは、元来、税務会計が企業会計とは別途に行われる (分離独立型・セパレートタイプ。なお、アメリカもこのタイプに属する。) ため、実務上、大きな支障にないと考えているからである。

## 3. 我が国企業群の分類

比較法に倣い、我が国企業についても、金融庁中間報告をベースに、上場・非上場の別と、

19) (財) 財務会計基準機構 (2008)。各国表は、同26頁～47頁を参照して、論者が一部改。

連結・個別財務諸表の別により、IFRS か自国基準か適用企業の分類仕分け（マッピング）を行ってみたい。

(1) 上場企業（連結財務諸表作成企業）

2010年3月期決算からIFRSを早期適用できる企業は、上場約3900社のうち「一定の上場企業」の要件を満たす企業（連結財規上の「特定会社」）であり、その後、仮に強制適用が決定されれば、電力事業等「別記事業」に該当する企業にかかる監督官庁等との調整（規制産業について監督官庁が定めた会計の規則等—— . 1. (3) の成文化基準）などは別として、早ければ2015年または2016年から、上記3900社（上場会社企業数）を上限に、全ての上場企業の連結財務諸表がIFRS適用となる（表のア）。また、連結財務諸表を広義に見れば、金商法開示企業約1000社の連結財務諸表について、IFRS適用となる可能性がある（表のイ）。

<上場企業に適用後（金融庁資料による。なお、紙面上、論者一部改）>

		連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	約3900社	(ア) IFRS	(ウ) JP GAAP
金商法開示企業（以外）	約1000社	(イ) JP GAAP	(エ) JP GAAP
会社法上の大会社	約10000社	(オ) 作成義務無し	(キ) JP GAAP
～ 以外の株式会社	約250万社	(カ) 作成義務無し	(ク) 「指針」等

・ は、有価証券報告書提出会社（ , ）以外の大会社（資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上）にて、約10000社から , に含まれる数を除く。

・ 同様に、 の約250万社は、 , , に含まれるものの数を除く。

・ (ク) の「指針」は、「中小企業の会計に関する指針」を指す。(ク) 領域には、JP GAAP にも、「指針」にもよらず作成（税務申告含む）する企業が多数ある（そのため「指針」等とした）。

(2) 上場企業の個別財務諸表

金融庁中間報告から、上場企業の個別財務諸表の取り扱いについて記述あった内容を確認し、マッピングを続けたい。

まず、中間報告（16頁）では、「上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業を含む。）へ（IFRSを：論者挿入）適用することについては、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。」とされているので、企業群のマッピングでは、「上場企業の個別財務諸表 表のウ」にあたる。さらに、同頁では、「連結財務諸表を作成していない上場企業について、我が国の会計基準による個別財務諸表を引き続き義務づける場合においても、追加的に監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成することを求められることが考えられる。」とされていることから、表のウは、IFRSとJP GAAPにそれぞれ従っ

た個別財務諸表を作成し並行開示とされる可能性がある。

なお、カッコ内にある（連結財務諸表を作成していない企業を含む。）を、「上場企業の個別財務諸表」と切り離して並立して記載されたものと見た場合、その個別財務諸表の対象範囲は、金商法開示企業のみならず会社法大会社および会社法上全ての株式会社に及びるので、その検討は、強制適用の是非を検討するとされる2012年の検討事項に含まれるかは疑問として残る<sup>20)</sup>。

### (3) 非上場企業

非上場企業へのIFRS任意適用の取扱いについてであるが、これは「会社法」（法務省所管）の領域にかかわることであり、中間報告の記述は微妙なものとなっている。

同報告（16頁）は、「非上場企業へのIFRSの適用は慎重に検討すべき」と前提を置きつつも、同報告（16頁～17頁）では、「一方で、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の子会社や連結財務諸表を作成する非上場企業及び近い将来上場を計画している非上場企業については、IFRSに基づく連結財務諸表の作成を認めるニーズはあると思われる。」と可能性の範囲を広げている。

このことは、「国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の子会社」にあっては、親会社（例えば、総合商社）の意向等により（連結財務諸表を作成しない非上場企業であってもその）当該子会社の個別財務諸表（表の（エ）や（キ）や（ク）の一部）についてIFRSを適用する余地を残しつつも（その場合、当該親会社と同様に、個別財務諸表はIFRSとJPGAAPの2つで作成し、並行開示となる可能性がある）、「連結財務諸表作成をする非上場企業」及び「近い将来上場を計画している非上場企業」とあり、金商法開示企業（表イ）のみならず非上場企業がこれから作成しようとする連結財務諸表にIFRS適用を認める可能性がある（表オ、カ含む）ことが示唆されている（「連結先行」を強く意識すればそのようになる）。

しかしながら、それに続く文章では、「非上場企業に対し任意にIFRSでの財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるものとする。」との断り書きで括られており、同報告書中、「任意」が何を意味するのか、「改めて検討される必要がある」とするがその検討の時期はいつを指すのか（強制適用を判断する2012年に合わせて検討するのか、別な

---

20) このように、「中間報告」は、導入後の話として、上場企業のIFRS連結財務諸表作成の実務の簡素化、効率化を図る観点から、個別財務諸表にIFRSを適用する検討をすべきであるとするが、兼田（2009）は、「ただし、会社法や法人税法との調整を行うことは並大抵なことではなく、道のりは遠いものと言える。特に、法人税法については、IFRSで個別財務諸表を作成する会社と日本基準で作成する会社との間で課税の公平性をどのように確保するかという問題がある。このため、個別財務諸表に対するIFRSの適用の可否については、金融庁、法務省及び税務当局との間で速やかに検討が進められることが必要であると考えているが、個別財務諸表については、当分の間、日本基準により作成することとし、日本基準とIFRSのコンバージェンスを引き続き推進していくことが現実的であると思われる。」とする。

のか) について具体的に言及されることはなく、単に将来の課題とするにとどめられている(同報告書本文はここで閉じられている)。

このように「一定の」非上場企業への IFRS 任意適用の取扱いについて、今後、検討が継続されていくのであれば、対象となる企業は「会社法」(法務省所管)の領域にある企業群に広がり、個別財務諸表のみを作成しているが、「一定に該当する」 大会社及び 中小・零細企業が、検討の俎上に含まれていくこととなろう(ボックスの領域対象で言えば、表の(工)にとどまらず(キ)、(ク)に検討の範囲が及ぶ可能性がある)。

以上(1)~(3)を踏まえると、以下のように整理されよう。

	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	(ア) IFRS へ	(ウ) IFRS, __JP GAAP
金商法開示企業 ( 以外)	(イ) IFRS か?	(エ) IFRS, __JP GAAP
(一定の) 会社法上の大会社	(オ) (IFRS)	(キ) (IFRS) JP GAAP
(一定の) ~ 以外の株式会社	(カ) (IFRS)	(ク) (IFRS) 「指針」等

なお、中間報告には、論者が見る限り、「会計基準はシングル・スタンダードであるべきか否か」について、すなわち、連結財務諸表とともに個別財務諸表の「コンバージェンス」の必要性を説くものの、国内基準とIFRSを一元化(ただひとつIFRSだけを全面的に強要)するのか、それとも会計基準に複数の存在を認めうるのか、といった点に関し積極的に言及する箇所は見当たらないように思われた。このため、上の整理では、「個別財務諸表」欄は、基準を併記するにとどめ、IFRSとJP GAAP(「指針等」含む)の間に接続詞をここでは、まだ、付すことができない。

#### 4. 存置検討の方向性

##### (1) 個別財務諸表の位置づけと税務会計

我が国法人数の99%を占める中小会社の多くにあつては、税務申告に応える程度の財務諸表は作成するが、連結財務諸表やIFRSとは無縁である。このため、大多数の企業が現行の課税所得の計算の方法を踏襲しようと思えば、改正後金商法で定義される「指定国際会計基準」を、税法上、それをどのように扱うべきか検討を要す問題である。

税務上の所得計算の基礎は個別財務諸表におかれているため、連結財務諸表をIFRSで作成する上場企業においても、同じく現行の課税所得計算方法に従うとすれば、IFRS連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表は、引き続き現行の課税所得計算の基礎となるものであり続ける必要がある。

##### (2) 方向性の提示と当面の方策

比較法でみた通り、方向性は大きく2つに集約される。

#### 確定決算主義型

確定決算主義型をとるのであれば、「指定国際会計基準」から出発する利益から、詳細な「損金」・「益金」経理の規定を創設する必要がある。ただし、評価損益、特に未実現利益から担税力とみなされるこれまでの実現利益として抽出できよう見極める必要があり、少なくともそれが制度に忠実に反映される見通しが明らかになるまでの間は、納税者に誤解を与えぬように、差し当たり、税法上の公正処理基準から「指定国際会計基準」を除外しておくような弥縫策を講じる必要があるかも知れない。

#### 分離主義型

イギリスのように我が国が会計・税務分離型を志向するのであれば、税務上における会計基準を独自に創設する必要がある。現行の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行」から、現行所得の算定の基礎となる「一般に公正妥当な会計処理基準」（公正処理基準）を取り出し、合わせて、これまで複雑であった計算規定を整理・再構築することが考えられる。

#### 当面考えられる措置

上記の2方向は、いずれも“企業利益と法人所得”を会計上利益と課税上所得の二極で捉えるので、前者を占める「商法（会社法）」と「証取法（金商法）」の計算の関係を再考してみること<sup>21)</sup>が、企業会計（利益）と税務会計（課税所得）の2つの関係がよりクリアーになり、問題解決への整理につながるかも知れない。

以上、～により、方向性の一端について触れたが、検討を行うとなれば慎重になされるべきことであり、それに先立つ十分な時間を掛けた周到な準備が必要となろう。少なくとも、金商法上の「特定会社」が再定義され、対象範囲が拡張されることを意味する「上場企業にIFRS強制適用が判断される2012年」が当面の大きな節目である。

---

21) 間島（2009）は、03年会社法改正により、会社法第431条法文が、「斟酌」から「従う」に変更されたこと、商法計算規則が、商法の規定から法務省令に移されたことを背景として、会社法（計算規則）と企業基準との関係の見直しについて、

- ・会社法第431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」規定及び分配可能額（会社法第461条）に関する規定のみを残すこと。
- ・会社法上、企業会計については、ASBJが公表する会計基準に委ね、省令に移された計算規定及び開示規定を削除すること。

が一案として考えられるとして、会社法第431条の規定を生かす形で、会社法上の株式会社の会計は、ASBJが公表する企業会計の基準に委ねることを可能とする法整備のあり方に触れている。これは、将来の会計基準の改変に機動的に対処するため、「商法（会社法）」と「証取法（金商法）」の側において計算の関係の再構築を図る一法であろう。

## Ⅵ. 国内会計基準の存置に向けて (当面の対応)

### 1. 「連結先行」と「連単分離」

#### (1) 「連結先行」の確認

財務諸表の国際利用性を図り IFRS 適用を早期に図る上では、連結財務諸表における会計の IFRS へのコンバージェンスをすすめる「連結先行」に意義はある。中間報告において、この「連結先行」は、「二 我が国の会計基準のあり方 1 我が国会計基準についてのコンバージェンスの継続の必要性」の中、「(注) コンバージェンスの継続・加速における、いわゆる「連結先行の考え方」(3頁)で明らかにされている。そこでは、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報的提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣習や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方(いわゆる「連結先行」の考え方)で対応していくことが考えられる。」と説明されている。

当該(注)の中には、たしかに、「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣習、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。」との断り書き<sup>22)</sup>が見られるものの、中間報告における「連結先行」とは、あくまで、「連結先行+個別追走 IFRS・連単帯同」を志向するものであり、それは金融庁を始めとする我が国関係者が、これまで行ってきた国際的なコミットメントと平仄を一にするものである。

会計基準を巡る国際舞台において、今後、「ASBJのみならず、作成者、投資家、監査人など幅広い関係者が我が国以外の関係者とも連携しつつ(中間報告9頁)、キャスティング・ボードを握ること<sup>23)</sup>ができれば、我が国にとって、もはやコンバージェンスとアドプションとの

---

22) 税務問題について、政策立案者の側から(三井(2009))は、「巷間、連結先行は、コンバージェンスに伴う税務問題を回避するための便法であるとの誤解が存在する。しかし、連結先行は、税務問題の回避を目的として考案されたものではなく、むしろ上述のようにコンバージェンスの加速化・完成に向けて、我が国固有の商慣習や取引関係に無用な混乱を最小化しつつ対応していくために、連結財務諸表に適用される会計基準と個別財務諸表に適用される会計基準との整合性を損なわないよう配慮しつつ、両者の一時的なズレを認めるものである。」としている。

23) 脚注6でも触れたとおり、中間報告は、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス改革が進行する中、我が国が米・欧当局および証券監督者国際機構(IOSCO)からなるモニタリング・ポートの一員としてのプレゼンスを発揮して、我が国においてIFRSを適用する中で基準設定プロセスに対する存在感を高めることの重要性を述べていた。さらに、中間報告(9頁)では、「IASBの基準設定に際しては、その検討の早期段階からIASBに対し積極的かつ効果的な意見発信を行っていくこと」としており、以上を合わせれば、コンバージェンスは不退転の決意で臨むべきものであり、そ

間に意味の相違はなくなっていくものであるのかも知れない。

## (2) 「連単分離」の意義

我が国がイニシアティブを持った国際的な主体である限り、会社法や税法は自国固有の制度として我が国は自国の考え方を主張すべきであり、コンバージェンスとは切り離して、「個別財務諸表」の扱いを独自に決定することが重要である。そして、フランス、ドイツの例から見ても、それは可能なことである<sup>24)</sup>。その意味で、現行 JP GAAP による「個別財務諸表」を分配可能な配当額や課税所得の計算の基礎におくこと、すなわち納税者の法的安定性や予見可能性が優先されるのであれば、将来は、「連単分離」とし、利用者や投資家の便宜が多少損なわれようと、「個別財務諸表」のコンバージェンスを無定見に進めていく必要はないものと思われる。

一方、イギリス、アメリカの分離型を志向して、税務計算上、別途の財務諸表を作成することに国内において一定の合意が得られ、仮に、課税所得計算に特化した計算書が開発されれば、「IFRS の改訂が我が国企業の実態を適切に財務諸表に反映させることに資するものとなるかどうかを考慮」(同報告11頁:中間報告で新規に追加された箇所のひとつであった(脚注4参照))しつつ、それが適切と判断されれば、「個別財務諸表」のコンバージェンスを図り、少なくとも会計基準(金商法の範囲内)における連単間に存在する二重基準を無くしていくことが考えられる。

## 2. 国内基準存置の必要性

### (1) 複数の国内会計基準

ここまでの議論は、中間報告がそうであったように、会計基準の一元化(国内基準とIFRSを一元化する上で、ただひとつIFRSだけを全面的に強要するという意味でのシングル・スタンダード)か、会計基準の存在を複数認めうる(ダブル・スタンダード、トリプル・スタンダード、.....マルチプル・スタンダード)か、についてあまり意識をせずに論を進めてきた。

しかしながら、現実にも目を転じれば、我が国企業は、その法人数の絶対数の多さ・規模の大小・会社数の偏在等が顕著であるため、そこに「個別財務諸表の会計基準にIFRSのみ一律強

---

ここでは個別財務諸表もIFRS適用の例外ではないと、読み取ることが可能である。

24) ただし、連単分離について、脚注22:同名論文の別の掲載誌には、次の注記が見られる。——(注) (2) EU では、IFRS を連結財務諸表にのみ強制しているため、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準との間は分離されている印象がある。しかし、EU のような複数の主権国家の連合体による域内単一市場の構築という特殊事情がない日本において、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準とを異なるものとする積極的な理由はない。——(『旬刊 経理情報』2009. 8.1 (No.1222), 『企業会計』(2009) Vol.61 No.9による) しかし、ドイツでは、2. で見たとおり、国内企業がIFRSを利用することを認めるものであるが、国内基準に従った個別財務諸表を税務等の目的のために別途作成することが必要である。

制適用」することは、我が国法人の実態を全く度外視するものであり、現実的とは思われない。

確かに、IFRS 以外の会計基準、従来から会計実務に用いられ、「基準」とされる「会計基準」は改廃されるのかといった議論は今後に残るが、我が国の実状を無視してまで、性急に「IFRS・個別財務諸表を一律強制適用」とする必要はないと思われる。

(2) 実際の適用への検討

連結財務諸表の場合のように任意適用と強制適用の間に時期の差を設けること無く、IFRS にコンバージェンスされていく個別財務諸表は、将来にわたって企業の任意の選択に委ねるものとしていくと、少なくとも、我が国の個別財務諸表に対する会計基準は、

- ・ IFRS (コンバージェンスの対象としての IFRS。開発中の中小会社向けもある。)
- ・ JP GAAP
- ・ 「中小企業の会計に関する指針」

の3つが並存していくこととなる。

この並存のケースの現実への当て込みを試みれば、 . 3. (3)は、以下のように再整理がされよう。ここでは、個別財務諸表において空欄であった IFRS, \_\_JP GAAP 間は、「および」で連節されることとなる。

	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	(ア) IFRS	(ウ) IFRS および JP GAAP
金商法開示企業 ( 以外)	(イ) IFRS	(エ) IFRS および JP GAAP
(一定の) 会社法上の大会社	(オ) (IFRS)	(キ) (IFRS および) JP GAAP
(一定の) ~ 以外の株式会社	(カ) (IFRS)	(ク) (IFRS および) 「指針」等

現実への当て込みから、 ~ の各カテゴリー別に分けて我が国企業が受ける影響を見ていけば、次のようにまとめられよう。

- ・ , では、上場・個別 (ウ) (場合によっては、(エ) も) は、IFRS (個別 連結作成手順：連結は個別に基づき作成されることによる) と JP GAAP (税務会計用途含む) の二重作成負担が生じる。システム基本3方式で見たとおり、作成に関し対応することは不可能ではない。監査済み IFRS 利益から、これまで JP GAAP によって導出されてきた「当期利益」への変換の仕方には工夫を要するが、企業にとって、税務申告は年に一度の作業である。一方、IFRS および JP GAAP (の両方) に、夫々、監査が求められるか否か不明である<sup>25)</sup> が、作成企業としては、JP GAAP・個別財務諸表は配当額や課税所

25) . 3. (2) で見たように、中間報告 (16頁) では、「連結財務諸表を作成していない上場企業について、我が国の会計基準による個別財務諸表を引き続き義務づける場合においても、追加的に監査を受けた IFRS による個別財務諸表を作成することを求められることが考えられる。」とする。中間

得算定の基礎のため作成はするが、あくまで作成にとどめ、開示（と同時に監査の）対象はIFRSによるものに限定することを望むであろう<sup>26)</sup>。

- ・ , は、財務諸表の作成・報告を、これまでのとおり JP GAAP により行うことができる。一方、 , の個別財務諸表が IFRS で開示されれば、二重基準となって、利用者サイド等にとっては、・ 企業群と ・ 企業群の間の財務諸表の比較可能性が損なわれる<sup>27)</sup>。表中の (IFRS)、すなわち、IFRS で財務報告を行う企業（一定の企業）は、自ら「上場を望む」または「連結 IFRS 親会社の意向を受ける」などの特別な事情（一定の場合）に限られ、しかも、その企業自身のニーズや自主選択に端を発するものである。こうした場合には、 , と同様に、二重作成負担が生じる（が、別途それを甘受すべきか、できるかの問題は残り、今後の対応によろう）。
- ・ には、JP GAAP にも、「指針」にもよらない企業が多数ある。このため、IAS が開発中の「中小会社向け IFRS」や日本の「指針」以外に、さらに簡易で相当な会計基準（指針）の開発も我が国では必要となる<sup>28)</sup>。

以上、会計基準の一元化 VS 多元化を議論に加えたが、本来は、「IFRS の改訂が我が国企業の実態を適切に財務諸表に反映させることに資するもの」であり、それが“分配可能額・課税所得計算の面からも適切な利益や算定が示される”ことが兼ね備わっているのが理想である。しかし、現実を直視すれば、そのような理想的な唯一の基準を得ていくのは難しい。ただし、そもそも会計の目的と対象を異にするものを同列に扱うことは出来ないと一刀両断にした議論から出発してしまえば、「連結先行」は当初から意味をなさないものとなり、「連結決算のみ

---

報告において、他に監査に触れる箇所としては、中間報告（12頁）「(IFRSを任意適用する企業の財務諸表と我が国の会計基準による財務諸表の並行開示のための作成負担へ配慮する観点から：論者挿入) 導入初年度の並行開示（旧基準に基づく当年度分）については、監査人の監査の対象としないことなど、簡素で有効な情報開示の方策を検討することが適当である。」があり、ここでは、監査不要に一定の可能性が示される。一方、上記のとおり、「IFRS 強制後の JP GAAP 個別財務諸表監査の扱い」は明らかにされておらず、それは、おそらくは、中間報告（16頁）にあるように、「上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業を含む。）へ（IFRSを：論者挿入）適用することについては、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。」その際に、検討課題のひとつとなるであろう（続く、脚注26、27参照）。

- 26) 上場企業としては、開示の対象はIFRSによるものにとどめおくことを望むであろうが、扱いは今後の議論によろう。JP SOX（金商法の内部統制報告制度）導入が定着しはじめた現状、開示とともに監査も細かくは、四半期毎・年4回実施されることもあり、出来れば、その対象を連結財務諸表(IFRS)のみとしたいであろう。
- 27) 上場企業にとって、JP GAAPの個別財務諸表の開示まで要求されると、監査対象は最も多くて3つ——IFRS 連結 + IFRS 個別 + JP GAAP 個別——となり、その回数も任意監査も含めれば最大4半期毎 × 3 = 12回/年にのぼる。法人企業統計上等の整合性は別として、例えば、外部アナリストにとって、・ 企業群と ・ 企業群を比較するニーズや必要性がどこまであるかにもよろう。
- 28) IFRS 対応会議（脚注10）は、2010年1月22日付プレスリリースで「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）」の設置を提言した。

IFRSへ・単体決算は分離（独立独歩）」という極端な「連単分離」を振りかざすことになるとも限らない。

したがって、国際的なコミットメントに考慮して、個別財務諸表のコンバージェンスは進めるが、国内的には、“分配可能額・課税所得計算の面から適切”な会計基準を残しておき、各企業がIFRSを含めた会計基準の中から、その実態や目的に合わせ選択ができる幅のある柔軟な姿勢と、今後の制度に自由度を確保していくことが必要と言えよう。

### 3. 国内基準存置から生じる当面の課題

#### (1) 現行JP GAAPの取り扱い

以上のとおり、国際的には、個別財務諸表のコンバージェンスは進めていくこと、一方、国内的にはIFRS個別財務諸表の一律適用（ひとつの基準の全面強制）は、実務上相当の困難や混乱が予想されることから、個別財務諸表には、当面、IFRS含めた複数の会計基準が存在していくものと考えられる。IFRSへコンバージェンスする「個別財務諸表」とともに、複数の会計基準を国内に並存することが許される限り、税務上の課税所得あるいは配当可能額の算定上の観点から、JP GAAPによる「個別財務諸表」が存置される必要がある。少なくとも、IFRS利益から課税所得算定への道程が明らかにならない限りは、現行会計基準は当面存置されるべきと言えよう。

戦後これまで長く課税算定の基礎とされてきたことなど、実務上こなれ、利用されてきた実績を重視すれば、それは存置されるものと考えられるが、会計基準のひとつにIFRSが加わった現状、税法がそれをどのように扱うのであろうか。すなわち、「金商法」、「会社法（計算規則含む）」が、これまでのように複数認めてきた会計基準（慣行）に、IFRSを加えた複数の会計基準を認めることとなった場合、租税法からの対応、例えば、法人税法22条の「一般に公正妥当な会計処理基準」（公正処理基準）が、何を指し、どのように調整を図っていくのかについては、注視し検討を要す。

#### (2) IFRSと税務

IFRSの公正価値評価により評価損益項目が多くなり、この意味において、IFRSの利益は未実現利益を含むことから、純資産増加説に基づきこれまで担税力とみなされる実現利益とは大きく異なる可能性がある。そのため、個別財務諸表の作成においてIFRS会計基準のひとつに加わるものと仮定して、それが適用される場合に備えて、今から、税法上に及ぼす影響を考察することは、あながち無意味なこととは言えない。

IFRSと我が国法人税法との関係、すなわち、現状の法人税法の枠組みの中でIFRSを適用して個別財務諸表を作成した場合に、課税所得計算に際してどのような影響が生じるか、具体的に考察しておく必要性はある。

ただし、最終的に実務可能か、税収上好ましい結果となるか、控除・税率・所得階層など制

度設計がどうなるのか、制度自体にどう取り組むか方向性に皆目見当がつかない現在、上記のような考察にどのような意義を見出すことが出来るか、それにはいろいろな見方や検討のやり方がある。

なお、現状の法人税法の枠組みの中で、IFRS を適用して個別財務諸表を作成した場合の課税所得計算に与える影響を考察する上では、税務会計とのこれまでの調整過程を踏まえ、「ASBJ プロジェクト計画表」（コンバージェンス関係）を線表として、MOU 項目・今後の中長期項目について課題を取り込んでいくこと、また、固定資産の減価償却・引当金・収益の認識など、特に、損金経理に影響を与えそうなものに重点を置くことも必要であり、そのテーマ選択も重要である。

## VII. 結びに代えて

本稿では、金融庁中間報告に内容や、先進主要国の例にも触れつつ、確定決算主義の有用性や現実への適用性の観点等から引き出される国内会計基準の存置必要性の確認を試みた。確定決算主義、特に損金経理要件を巡る問題は、個別財務諸表のコンバージェンスが検討を迎える現在再び注目を浴びるが、これは、現行の会計基準（JP GAAP）と税務会計の間に従来から所在する問題でもある。

会計上の評価損益は投資における情報としては重要であるが、それが課税所得の基礎となる実現利益と重なりを見せることができるか、IFRS 導入はその検証を深めていく機会ともなる。その上で、現行 JP GAAP から導出される企業利益が、税務上の課税所得の基礎をどの程度忠実に反映しているかの問いかけを続けることは、今後とも重要と言えよう。

(参考文献リスト) ~ 引用順による ~

- ・企業会計審議会 / 企画調整部会 「わが国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」  
2009年6月16日 金融庁。
- ・齋藤真哉 (2009) 「税務法制と IFRS」 『別冊企業会計 IFRS 導入の論点』 2009年10月 中央経済社。
- ・企業会計基準委員会 (2006) 「財務諸表の概念フレームワーク」 2006年12月。
- ・企業会計基準委員会 (2009) 「ディスカッション・ペーパー 「財務諸表の表示に関する予備的見解」 に対するコメント」 2009年4月。
- ・International Financial Reporting Standards (IFRSs) 2008 : including International Accounting Standards (IASs) and interpretations as approved at 1 January 2008.
- ・古賀智敏・グナー = メリル (2007) ジェーン・M・ゴドfrey/ケルン・チャルマース [編]

- ([監修] 古賀智敏 [監訳] 石井明/五十嵐則夫)「国際会計基準の国際的調和化と浸透化——日本の事例——」『会計基準のグローバル化』2009年8月 同文館出版。
- ・(社) 日本経済団体連合会 (2009)「IFRS 適用に向けた取組み状況等に関する調査結果 概要」2009年2月。
  - ・税務研究会 (2009)「IFRS 導入に向け各社とも情報収集を本格化」『週刊 経営財務』No. 2931。
  - ・『週刊 経営財務』(2008, 09)「シリーズ IFRS 導入に向けたわが社の取り組み」湯浅一生「第1弾 富士通」2008年12月 (No.2898), 佐藤郁裕「第2弾 ヤマハ発動機」2009年3月 (No. 2910), 野上肇「第3弾 日産自動車」2009年3月 (No. 2912)。
  - ・末永宣之・津金俊宏 (2009)「IFRS 適用における投資額 (費用) 調査からの考察」『企業会計』2009 Vol.61 No.8。
  - ・(財) 財務会計基準機構 (2008)「調査報告 企業会計と税法等との調整に関する現状分析と課題」2008年12月。
  - ・兼田克幸 (2009)「IFRS の適用を巡る諸課題及び会計・ディスクロージャー制度のあり方」『別冊企業会計 IFRS 導入の論点』2009年10月 中央経済社。
  - ・間島進吾 (2009)「IFRS 導入の意義と課題」『企業会計』2009 Vol.61 No.8。
  - ・三井秀範 (2009)「我が国企業への国際会計基準の適用について」『税経通信』2009 Vol.64 No.11 通巻913号。